

# 循環バス運行計画(案)に対する パブリックコメント募集要領

平成30年4月からの運行開始を目指す「循環バス」の運行計画(案)に対するパブリックコメントの募集手続きについて、以下のとおりといたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

## 1. 意見募集の対象

循環バス運行計画(案)

## 2. 公表する資料

①循環バス運行計画(案)

(平成30年12月20日発行 広報あびら号外10号掲載内容と同一です。)

- ・新しいバスの名称・車両
- ・何がどう変更され、改善されるか
- ・時刻表(案)
- ・運行経路と停留所の設定位置(案)
- ・これまでに寄せられた主な意見と町の考え方

## 3. 資料の閲覧方法等

①広報あびら号外10号に掲載しています。

②安平町ホームページに掲載しています。

③安平町ホームページをご覧になれない方については、窓口閲覧や郵送も可能です。

【閲覧場所・郵送連絡先】安平町役場総合支所 地域推進課地域推進グループ

安平町追分中央1番地40 電話：0145-29-7083

## 4. 意見の提出方法及び場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。

・総合庁舎(早来) 最寄りの窓口へ提出し、地域推進課地域推進グループへ送付するよう職員にお伝えください。

・総合支所(追分) 地域推進課地域推進グループ

②郵送：安平町役場総合支所 地域推進課地域推進グループへ郵送してください。

③ファクシミリ：総合支所 FAX：0145-25-3203

④電子メール：地域推進課地域推進グループ：c-suishin@town.abira.lg.jp

## 5. 意見募集期間

平成30年12月20日(木)～平成31年1月11日(金) 17時15分まで

①持参の場合：月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分

②郵送の場合：1月11日(金)付けの消印まで有効

③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付(土日、祝日含む)

ただし、募集期間の締切日は、17時15分までとなります。

## 6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ① 町内に居住又は通勤・通学している方
- ② 町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

## 7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、安平町ホームページ及び安平町役場総合支所地域推進課地域推進グループにおいて公表します。(町広報紙での公表は、紙面の都合上、要約等により掲載する予定です。)

## 8. その他

- ① ご意見等については、詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ② 募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

## 9. お問い合わせ先（担当課）

〒059-1931 安平町追分中央1番地40

安平町役場総合支所 地域推進課地域推進グループ

電話：0145-29-7083      FAX：0145-25-3203

E-mail：c-suishin@town.abira.lg.jp